

熊本市中小企業小口資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日市長決裁
改正	平成18年	3月27日市長決裁
		(略)
	平成23年	3月22日市長決裁
	平成23年	7月1日経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日市長決裁
	平成26年	4月24日農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日商業金融課長決裁
	令和5年	3月29日市長決裁
	令和5年	4月19日商業金融課長決裁
	令和7年	3月27日市長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業小口資金融資制度の運用に当たり、熊本市中小企業融資制度要綱（令和5年3月29日制定。以下「要綱」という。）及び熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(制度の目的)

第2条 熊本市中小企業小口資金融資制度は、市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者は、要綱第4条に定める要件の他、常時使用する従業員が20人以下の中小企業者とする。

(融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内（熊本市中小企業経営向上小口資金との合計額は、1,000万円を超えないものとする。）
- (3) 融資期間 30か月、45か月又は60か月
- (4) 口数 1口とする。
- (5) 融資利率 返済期間30か月の場合 固定 年利2.00パーセント以内
返済期間45か月の場合 固定 年利2.10パーセント以内
返済期間60か月の場合 固定 年利2.20パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 保証協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 保証協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。
- (10) 担保 原則として徴求しない。

(借換)

第5条 本制度は、借換申込みをすることができる。

(市の必要書類)

第6条 要綱第11条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（様式第1号（共通））
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し
- (その他)

第7条 この運用規程に定めるもののほか、保証協会の市町村特別小口資金保証制度要綱による。

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この運用規程は、令和7年4月1日から施行する。